

## 施設利用料についてのお知らせ

令和2年4月1日（水）より、障がい者団体または障がい者と介助者の利用人数が過半数以上の場合の施設利用料を改定いたします。  
個人利用については、変更ありません。  
改定後の料金は下記のとおりです。

	施設利用料		
	9:00～18:00 1時間につき	18:00～21:00 1時間につき	21:00～21:30 1時間につき
体育館 全面	780	1,240	620
体育館 半面	390	620	310
第1ミーティング室	330	350	170
第2ミーティング室	260	280	140
	9:00～21:00 2時間につき		
野球場 1面	890		
庭球場 1面	550		

※障がい者と介助者の利用人数が過半数に満たない場合は一般料金となります。

ご不明な点はお問い合わせください。

指定管理者  
遠鉄アシスト株式会社